

## 障害者権利委員会 バーチャル形式の第 23 会期閉幕

2020/09/04

国連人権高等弁務官事務所

3 週間にわたりバーチャル形式で開催されていた障害者権利委員会第 23 会期が閉幕した。今会期では、7 件の個人通報に関する決定の検討・採択、個人通報の見解に関するフォローアップ報告書の採択が行われた。また、脱施設化支援に関する作業部会が設置された。さらに、前会期に引き続き、障害者権利条約 27 条(障害者の労働の権利)に関する一般的意見の準備作業も行われた。閉会前に発言した委員長は、COVID-19 パンデミックとその対応から甚大な影響を受けている障害者について、従来から存在する彼らに対する排除と差別がパンデミックによってコミュニティでも施設内でも深刻化していると述べた。第 24 会期は 2021 年 3 月 8～26 日に開催され、状況が許せば、バングラデシュ、ジブチ、エストニア、フランス、ジャマイカ、ベネズエラの第 1 次報告書の審査が行われる。対面の会期開催が不可能な場合は、委員長が方針を決定する。

## 強制失踪委員会 第 18 会期正式閉幕、第 19 会期開幕予定

2020/09/07

### 国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が、5月4日に開幕したオンラインでの第18会期を正式に閉幕した。第19会期は9月7～25日に開催される。この会期では、追加の情報報告手続の下で、イラクとの対話が行われる予定である。人権高等弁務官事務所の代表は、今年は強制失踪条約10周年に当たるが、困難で不安定な状況で迎えることになったと述べた。また、強制失踪委員会は、COVID-19パンデミックの中、他の人権条約機関に先駆けてオンライン形式で会期を開催し、オンラインでの条約締約国との対話を決定したことに言及した。委員長は、COVID-19パンデミックが続く状況が委員会の活動に甚大な困難をもたらしており、委員会は技術的な問題、14時間の時差、会合のサイトや通訳サービスへのアクセスの制限に直面しているが、こうした難題にもかかわらず活動を継続していると述べた。

## 人権専門家がアジアの先住民族の土地収奪を警告

2020/09/08

国連人権高等弁務官事務所

先住民族の権利に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。アジアの先住民族は大規模立退き、環境破壊、土地収奪により深刻化する貧困に直面している。アジアで増加している大規模開発計画が、先住民族から伝統的土地と資源を奪い、重大な人権侵害を引き起こしている。各国政府は、土地・領域に対する権利を行使し守ろうとする先住民族に対する暴力と処罰を防止しなければならない。民間企業に対する規制の強化が不可欠である。先住民族特に女性・障がい者に対する差別と周縁化が続いている。各国政府は誰一人取り残さないという誓いを実行に移すために、先住民族に対する義務を第一とし、政策と資源の配分に反映させなければならない。先住民族の権利とその伝統的慣行を促進することが、持続可能な開発の実現、気候変動への取組み、生物多様性の保全のための必須手段である。

## 人権理事会開催の予定

2020/09/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 45 会期が 9 月 14 日～10 月 6 日にジュネーブ国連本部で開催される。この会期では、19 名の特別手続担当者その他の専門家との対話、8 つの国際的調査機関との対話、3 つのパネルディスカッション(開発の権利、先住民族の権利、ジェンダー視点の統合)、12 カ国の普遍的定期審査の成果文書の討議などが予定されている。取り上げられるテーマには、COVID-19 パンデミックと人権の関連、現代的形態の奴隷制、移住・国境管理における民間軍事・警備サービスの利用、安全な飲み水・衛生、強制・非自発的失踪、真実・正義・補償・再発防止の促進、高齢者の人権、報復、アフリカ系の人々、民主的で公平な国際秩序、一方的強制措置、恣意的抑留、人種差別とダーバン宣言・行動計画のフォローアップが含まれる。人権理事会は、人権侵害の状況に対処し勧告を行うことを主な目的として、2006 年に国連総会によって創設された。47 か国で構成され、日本も現理事国である。

## COVID-19 パンデミック下の不十分な社会的保護措置 人権専門家が指摘

2020/09/11

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困に関する特別報告者が国連総会に報告書を提出した。内容は以下のとおり。COVID-19 大流行後に各国政府は 1,400 以上の社会的保護措置を採択したが、ほとんどの措置は短期的で、資金は不十分である。パンデミックによる経済の悪化により、1 億 7,600 万人の人々が 1 日 3.2 ドルの貧困ライン以下の状態に陥る可能性がある。113 か国に関する世界銀行のデータでは、5,890 億ドルの社会的保護が誓約されているとあるが、こうした取り組みでは人々の貧困化を防止できないであろう。最も貧しい人々の多くは社会的保護計画から除かれている。不安定な雇用状態にあたり常居所をもたない人々には満たすことのできない条件を課している計画もあるが、16 億人は非正規労働者であり、4 億人は不安定な雇用状態にある。これは世界の労働力の 61%にあたる。世界の指導者に対し、貧困撲滅・不平等削減に一層効果的で、人権原則に基づく強固な社会的保護の床をつくるよう求める。

## 人権理事会第 45 会期開幕

2020/09/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 45 会期が開幕した。議長は開会の挨拶で、議場やバーチャルで会期に参加する全ての政府代表その他の関係者に感謝の意を表し、前会期で採用された健康関連の措置が今会期でも採用されると述べた。バチエレ人権高等弁務官は、ニカラグア、ベネズエラその他、懸念される国々の最新の人権状況を報告した。また、EU を代表してドイツがベラルーシの人権状況に関する緊急討議を要請し、投票の結果、18 日に緊急討議が行われることになった。今日の会合では、この他、日本を含む多くの政府・NGO の代表が発言した。

## 子どもの権利委員会第 85 会期 オンラインで開催

2020/09/14

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 85 会期がオンラインで開催された。今会期で予定されていたアフガニスタン、カンボジア、キプロス、エスワティニ、チェコ、チュニジアの報告書の審査は、COVID-19 の特別な状況下で会合はオンラインに限られ対面ではないため、今後の会期に延期されることとなった。また、代替的看護で養育されまたは生活するおそれのある子ども・青少年の権利に関する一般討議も、COVID-19 パンデミックの現状を考慮し、暫定的に 2021 年 9 月に延期となった。委員会は、活動方法、条約機関強化のフォローアップ、2020 レビューに関する討議、選択議定書に関わる個人通報と情報の審理は継続して行う予定である。第 86 会期は 2021 年 1 月 18 日～2 月 12 日に開催される。子どもの権利条約の締約国は 196 か国、武力紛争への子どもの関与、子どもの売買等、個人通報に関する選択議定書の締約国はそれぞれ 170 か国、176 か国、46 か国である。

## 人権理事会 COVID-19 パンデミックの人権への影響に関する討議

2020/09/15

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、COVID-19 パンデミックの人権への影響に関する討議が行われた。発言者は、パンデミック対策として、債務救済、グローバルな連帯、子ども労働・子ども兵士の採用その他の有害な慣行撲滅のための一層の努力、高齢者の権利に関する国際条約の起草・採択、マイノリティや先住民族の脆弱性に対する取組みを求めた。また、人権を尊重しない戦略は危機に対する効果的な対策とはなりえないこと、適切な措置がとられなければ「2030 アジェンダ」の実現努力が後退しかねないこと、国内人権機関が重要な役割を果たすことなど、に言及があった。さらに、世界で1,100万人が脆弱な状況に置かれている刑務所の危機に対して、人権理事会は長期的な制度改革を目指すべきであるとの発言もあった。最後に人権高等弁務官は、パンデミックによって、複合的・交差的差別とともに、国家間・国内の不平等が顕著になっており、“より良い復興”が必要であると強調した。



## 人権理事会 現代的形態の奴隷制に関する討議

2020/09/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、現代的形態の奴隷制に関する討議が行われた。発言者は、COVID-19 パンデミックが特に不安定な雇用状態にある女性に影響を与えていること、パンデミックによる世界的な社会経済の悪化が最悪の形態の搾取と貧困・不平等を増加させると思われること、奴隷制と非正規移住の結び付きの問題に対して人権に基づく取組みが必要であること、“より良い復興”では奴隷制廃止努力を中心に据え、企業に奴隷制防止の法的責任を課すべきであることなどを主張した。最後に現代的形態の奴隷制に関する特別報告者は、子ども労働の撤廃を加速するためにILOの本部や現地事務所と協力していること、現代的奴隷制対策の鍵は、法施行のための積極的な国際協力と協力のための能力強化であることに言及した。その他、開発の権利に関する討議も行われ、開発融資への個人・コミュニティの関与が不十分であることなどが指摘された。

## 人権理事会 開発の権利、水・衛生に関する討議

2020/09/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、開発の権利に関する討議が行われた。発言者は、国際金融機関が各国に基本的社会サービスの民営化を強要していること、女性・少女のための開発の権利を実現するには世界的な累進税制度、分野横断的なフェミニストの取組みが必要であることに言及した。また、持続的開発過程への資金の注入、開発援助資金への国民総所得の0.7%の充当の必要性が主張された。続いて、安全な飲み水・衛生に関する討議が行われた。発言者は、水と衛生が人権として認められて10年を迎えるが、この人権を実現する具体的方法を明確にする必要があると述べた。また、国によっては限られた資金と物理的空間のためにこの権利の実現が妨げられており、COVID-19 パンデミックによって状況は一層悪化するであろうと述べた。さらに、開発途上国は固有の課題に加えて、気候変動とパンデミックによる複合的な影響を受けていることも強調された。

## 人権理事会 現代的形態の奴隷制に関する専門家が発言

2020/09/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、現代的奴隷制に関する特別報告者である小保方智也さんが発言した。内容は以下のとおり。政府が保護しない限り、COVID-19 によって多くの子ども・女性・男性が現代的形態の奴隷制その他の搾取に陥るおそれがある。歴史的な高水準の不完全雇用・失業、生活手段の喪失、経済の不確実性が最も弱い立場の人々に最大の衝撃を与えている。複数の国では脆弱なセーフティネット、労働者の権利と社会的保護の破壊のために、最も貧しい人々が奴隷労働・強制労働などに陥る切迫した危険が存在する。パンデミック中に医薬品・医療機器・個人用防護具の製造・加工・提供に従事する弱い立場の労働者を搾取する企業の説明責任を求めたい。全ての経済分野で労働者の権利と社会的保護は確保されなければならない。政府は、パンデミックにおいて、誰一人として取り残されず、奴隷同様の状態に陥ることがないように確保しなければならない。

## 人権理事会 開発の権利に関する専門家が発言

2020/09/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、開発の権利に関する特別報告者が発言した。内容は以下のとおり。各国政府は、世界と国内における開発にさらなる資金を投じ、最も貧しいコミュニティとともに活動する必要がある。開発資金は、「2030 アジェンダ」やアジスアベバ開発目標が目指すレベルに達しておらず、COVID-19 パンデミックが開発途上国の予算にさらなる重圧をかけている。各国政府に対し、資金問題解決のために累進税制度を導入し、意思決定に人々を参加させる開発途上国をさらに援助するよう求める。限られた資金を最大限活用するために、各国政府と開発金融機関は、コミュニティと個人を意思決定の中心に据えなければならない。実際には、開発銀行・政府・企業はしばしばコミュニティの意見を聞かずにプロジェクトの提案を行っている。誰一人取り残さない確約を実現するために、意思決定者に対し、脆弱な集団の包摂が確保された協議プロセスを築き、予算を当てるよう求める。

## 人権理事会 安全な飲み水と衛生に関する専門家が発言

2020/09/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、安全な飲み水と衛生に関する特別報告者が発言した。内容は以下のとおり。国連総会と人権理事会が安全な飲み水と衛生を人権と認めてから 10 年となる今年は、その実現のための具体的段階に進む必要がある。実現のためにとるべき 2 つの戦略には、①水・衛生の人権の規範的内容と人権原則の合致に向けた、サービスの漸進的向上、②サービスが不十分または得られない人々の水・衛生の人権の平等な享受に向けた漸進的発展、がある。資源の最大化については、①資源には財的資源の他、自然・人・技術・制度・情報などの資源を含めること、②政府は具体的資源を設定することにより財的資源を最大化すること、③計画段階で予算を最大限確保するだけでなく、資源を最大限に消費・活用することが必要である。正義に満ちた人道的な社会を築くために、水・衛生の人権は、次の 10 年のあらゆる状況において最優先課題とされる必要がある。

## 人権理事会 開発の権利、傭兵の利用を討議

2020/09/17

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、開発の権利に関するパネル・ディスカッションで、COVID-19 パンデミック対策における国際協力・連帯の強化を重点に討議が行われた。バチエレ人権高等弁務官は、パンデミックとの闘いでは、世界の人々特に脆弱な人々との一層の連帯、多国間主義・政治的意思・強いリーダーシップ、大胆な政策、貧しい国やコミュニティに対する緊急債務救済を含む財的・技術的支援が必要であると述べた。テドロス WHO 事務局長は、健康は開発の成果であるだけでなく、社会・経済・政治の安定の前提条件・基礎であることを COVID-19 が示していると述べた。討議で発言者は、COVID-19 危機の中で社会的・文化的権利が見落とされてはならないことなどを主張した。続いて、傭兵の利用に関する討議が行われ、民間軍事企業による絶え間ない虐待がとりわけ COVID-19 パンデミック中に顕著になっていることなどが指摘された。

## 人権理事会 開発の権利、真実・正義・補償・再発防止を討議

2020/09/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、開発の権利に関する専門家機関との討議が行われた。発言者は、開発の権利は「2030 アジェンダ」の内容や期限によって制限されないこと、開発の権利の実現には公平な国際取引条件が必要であること、開発の権利は継続的な国際的留意を要する人権であること、脆弱なグループに社会経済状態の改善のための仕事へのアクセスとともに個人の自主的発展のための手段を提供する必要があることなどを主張した。続いて、真実・正義・補償・再発防止の促進に関する討議が行われた。特別報告者は、記憶化のプロセスは、移行期の正義の柱の1つであり、社会が憎悪と紛争のロジックから脱し、平和の文化に向けしっかりとしたプロセスを開始するために必要なツールであると述べた。討議で発言者は、記憶化と対話による真実は過去の犯罪や暴力の原因・結果、直接・間接責任に関する討議の絶対的前提条件であることなどを主張した。

## マイノリティ問題に関する地域フォーラム開催の予定

2020/09/17

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティ問題に関する欧州フォーラムが9月21～22日に、アジア太平洋フォーラムが10月19～20日に開催される。地域フォーラムでは、ソーシャルメディアで急増しているマイノリティに対する攻撃・スケープゴート、特にヘイトスピーチや差別・敵意・暴力の扇動に重点が置かれる。各国政府、国連機関、欧州国際機関、マイノリティの代表を含む市民社会代表らがバーチャルで会合し、マイノリティを保護するための国際人権に基づく枠組について討議を行う。討議されるテーマは、①ソーシャルメディアにおけるマイノリティへのヘイトスピーチの原因・規模・影響、②国際的な法的・制度的枠組、③国際機関・政府・インターネット企業・ソーシャルメディアの役割と責任、④オンライン上のヘイトスピーチに対する積極的な取組：人権機関・市民社会その他の関係者の役割、である。討議の結果、勧告が作成される予定である。



## 人権理事会 恣意的抑留、高齢者の人権を討議

2020/09/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、恣意的抑留に関する作業部会議長が発言し、政府と関係者は女性の被抑留者の状況に対処すること、政府は全ての被抑留者が効果的な支援を受ける権利を確保し、最新技術を活用して抑留を最小限に留めることを求めた。討議で発言者は、外交上の威嚇として行われる外国人の抑留に懸念を示し、また、自由の剥奪に抗議する権利が強制隔離にも適用されると主張した。続いて、高齢者の人権に関する独立専門家が発言し、パンデミックによって高齢者は甚大な影響を受け、人権侵害が深刻化していること、高齢者の実生活と人権享受を把握するためのデータの不足が明らかになっていることなどを指摘した。討議では、高齢者が社会の積極的なアクターであり続けるために人権に基づくアプローチが必要であること、極めて多くの高齢女性にとって、制度的人種主義・貧困がパンデミックの影響と結びついていることなどに言及があった。

## 人権理事会 民主的・公平な国際秩序を討議

2020/09/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が、国際金融機関の経済政策・セーフガードと地方レベルでのグッドガバナンスの相互作用に関する報告書を提示した。続いて独立専門家は、発展途上国に融資と助成金を支給する国際金融機関の役割は、政府の国民のニーズへの対応と腐敗撲滅を確保することによって、地方レベルでのグッドガバナンスに直接的な影響を及ぼすこと、金融機関は支援する活動・計画が人権侵害にならないよう積極的に確保すべきであることを指摘した。討議で発言者は、国際金融制度は発展途上国が直面する諸問題をより一層明らかにし対処すべきこと、発展途上国の負債削減の措置が必要であること、金融機関は COVID-19 パンデミックに取り組む国々と調整して行動すべきことに言及した。

## 人権理事会 強制失踪、危険物質・廃棄物を討議

2020/09/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、強制・非自発的失踪に関する作業部会議長が発言し、COVID-19 の影響による捜査の遅延・中断のために特に強制隔離中の失踪が増加していることに言及した。また、領域外での誘拐や強制帰還に非政府主体が関与し、テロ対策を理由に正当化されていることに懸念を示した。討議で発言者は、市民社会や失踪者家族との協議の重要性、国内人権委員会、メディア、真実・和解委員会が果たす中心的役割を強調し、また、この特別な時期にも政府には失踪を迅速に捜査する義務があると述べた。続いて危険物質・廃棄物に関する特別報告者が発言し、政府は人々の危険物質へのばく露を防止せずに人権義務を果たすことはできず、COVID-19 ウイルスへのばく露も例外ではないと述べた。討議で発言者は、ワクチンを含む COVID-19 関連物資は世界的公衆衛生物資として取り扱われ、先進国と発展途上国で公平に共有されなければならないと述べた。

## 人権理事会 民主的・公平な国際秩序に関する専門家が発言

2020/09/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が発言した。内容は以下のとおり。国際金融機関は支援する活動・計画が人権侵害とならないために必要なあらゆる措置を制度的に講じなければならない。国際金融機関は経済政策とセーフガードを通じて、クライアントである国家当局のグッドガバナンスと国民の人権尊重義務に直接的な影響を及ぼす。国際金融機関に対し、セーフガードの枠組に人権尊重と人権への相当な注意義務に対する明確な確約を含めること、逆行する施策を各国に強いる融資条件を設定する前に人権影響調査を行うこと、被害者・政府責任・防止・救済を重視した腐敗撲滅のための人権に基づくアプローチを採用することを求める。国際金融機関は、クライアントが人権とグッドガバナンスの原則を尊重するよう確保するために実質的な影響力を行使しなければならない。

## 人権理事会 強制・非自発的失踪に関する専門家が発言

2020/09/21

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会議長が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。ほとんどの強制失踪が不処罰となっていることが、被害者とその家族にさらなる苦悩と怒りをもたらしている。国際社会はこのような苦悩に対して中立であってはならず、協力を強化し、被害者への支援を増やし、地方と国際レベルでの司法捜査と訴追を行うべきである。また、COVID-19 パンデミックが強制失踪が生じる新たな状況をつくるだけでなく、各国の対処方法にも影響を与えている。隔離などのパンデミック対策やその実施監督のための治安部隊の再配置が、強制失踪の捜索や捜査に当たる全関係者の能力に影響を与えていることは明らかである。作業部会は先週、強制失踪委員会とともに COVID-19 と強制失踪に関する 8 つの主要ガイドラインを公表した。これは、COVID-19 パンデミックの中で強制失踪に関する国際義務を遵守する各国政府を支援し指導するものである。

## 人権理事会 有毒物質・廃棄物に関する専門家が発言

2020/09/21

国連人権高等弁務官事務所

有毒物質・廃棄物に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。各国政府は、汚染・有毒工業化学物質・殺虫剤・廃棄物、ウイルスのような生物因子を含むその他の有毒物質へのばく露を防止する人権法上の義務を負う。有毒物質へのばく露は最も脆弱な人々を犠牲にする。COVID-19の原因となるウイルス SARS-CoV-2 も例外ではない。政府が COVID-19の原因となるウイルスを含むばく露を防止する義務を負うことは、生命、身体的インテグリティ、安全・健全な労働条件、健全な環境等に関わる権利が国内的・国際的に承認されていることから明らかである。また、虚報、公衆衛生の専門家の沈黙、曖昧な意思決定、科学よりも政治や利害による政策が悲惨なものであることは判明している。パンデミックは、社会に存在する脆弱性・不平等・差別を際立たせ、環境の悪化と居住環境の破壊をもたらしている。迅速な対処、地球レベルの危機管理が必要である。

## 人権理事会 一方的な強制措置を討議

2020/09/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、一方的な強制措置の人権享受への悪影響に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、一方的制裁の概念・特徴・法的根拠・人道的影響など、ほぼ全てに関する合意が欠如していることが世界の主要な問題の1つであると述べた。また、一方的制裁は大きく変化し、現在の多くの形態は5年前でさえ予測不可能であったとし、その例として、主に経済分野において個人や組織に無差別に適用される“部門別制裁”を挙げ、一方的制裁が特に人権分野で活動する国際公務員にも適用され始めていることを指摘した。討議で発言者は、いかなる場合でも人道物資へのアクセスは一方的な強制措置によって妨げられてはならないにもかかわらず、COVID-19 パンデミック対策促進のための制裁解除の要求が無視されていること、一方的な強制措置と合法的行為を明確に区別する必要があることなどを主張した。

## 手話言語の国際デーに向けて専門家が声明

2020/09/22

国連人権高等弁務官事務所

9月23日の手話言語の国際デーに向けて、マイノリティの問題に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。手話言語の国際デーは、世界ろう連盟の1951年の設立日を記念して2017年に国連総会で採択された。この連盟は、ろう者の人権実現の前提条件である手話言語とろう文化を保存することを目的とする。国際デーは、全てのろう者その他の手話言語の利用者の言語的アイデンティティと文化的多様性を支援・保護する機会である。手話言語の利用者は明らかに言語的マイノリティの一員でもあり、障がい者に限定されるのではない。各国政府に対し、言語的マイノリティの一員である手話言語の利用者の人権に対する承認と配慮を続けるよう求める。これは特に、教育、医療その他の公共サービスへの差別のないアクセスの分野で必要である。また、ろう者の人権実現のための手話言語の重要性を啓発し、彼らの団体その他と密接に協力して活動するよう求める。



## 人権理事会 先住民族の権利に関するパネル

2020/09/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、先住民族の権利に関するパネル討議で、先住民族の人権活動家の保護を重点に討議が行われた。人権副高等弁務官は、先住民族の人権活動家は、世界で最も脆弱で現在は世界的パンデミックの中で一層の危険にさらされているコミュニティの代表であると述べた。人権団体 Front Line Defenders の代表は、先住民族の人権活動家に対する攻撃・殺害が蔓延する理由の 1 つにはほとんどの加害者が不処罰となっていることが挙げられると述べた。また、過去 3 年間に殺害された先住民族の人権活動家は 240 名 (殺害された全人権活動家の 4 分の 1 以上) にのぼり、これは、先住民族が世界人口の約 5% であることを鑑みると衝撃的に高い割合であると述べ、活動家の保護のためには政府による先住民族の権利の承認が不可欠であると主張した。討議では、先住民族の代表者の殺害等の不処罰、報復は許されず、彼らの活動は法の支配・民主主義・説明責任の強化のために重要であると主張された。

## 人権理事会 全ての人権の促進を討議

2020/09/24

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、全ての人権の促進に関する一般討論が行われた。発言者は、理事会の任務の実現のために政治化や二重基準のない新たな国際的協約が必要なこと、安全・清潔・持続可能な環境は全ての人権享受にとって不可欠であること、死刑に関する透明性の欠如が公正な裁判に関する権利その他の人権に悪影響をもたらしており、透明性は司法の運営の基本であること、宗教の自由が他国への攻撃に利用されてはならないことなどを主張した。また、COVID-19 に対する国際社会の統一的戦略の策定の失敗は、新自由主義の概念の欠点や文化的・歴史的相違の尊重の必要性を示していることが指摘された。親の社会的・経済的状況に対する COVID-19 パンデミックの影響のせいで多くの子どもが学校に戻ることをできない可能性が指摘され、理事会に対し、公共サービスに当てる資源の確保のために、債務救済や返済猶予を検討するよう求められた。

## 人権理事会 先住民族の権利を討議

2020/09/24

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、先住民族の権利に関する専門家機関の議長が発言し、土地は単なる経済的資産ではないとし、土地・領域・天然資源の保護は生命・自己決定・文化・尊厳・健康・水・食糧等の権利の保障のために必要であると述べた。また、土地の権利の実現において格差が拡大しており、土地の権利が承認されないことが多くの地域で紛争を引き起こしており、先住民族の土地の軍事化もその一因となっていると述べた。討議では、土地の権利は先住民族のアイデンティティと文化、慣習と伝統にとって特別な意味をもつこと、無形文化財の返還は彼らの知的財産と伝統的文化的知識の保全のために不可欠であること等が主張された。続いて先住民族の権利に関する特別報告者が発言し、先住民族は医療や清潔な水へのアクセスが十分ではないために感染の危険性がとりわけ高いにもかかわらず、COVID-19 パンデミックの中で無視され置き去りにされていると述べた。

## 世界避妊デーに向けて 人権専門家が共同声明

2020/09/24

国連人権高等弁務官事務所

9月26日の世界避妊デーに向けて、健康、女性差別、女性に対する暴力等に関する特別手続担当者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。家族計画へのアクセスは国際法で保護される人権であり、政府はCOVID-19パンデミックの中でもこれを確保しなければならない。パンデミックは家族計画サービスに影響をもたらしている。生産は削減されサプライチェーンは混乱し、診療所は閉鎖またはサービスを制限しており、女性や青年期の少女は熟練の医療提供者に接することができない。パンデミック対策による移動の自由の制限によって、必要な情報入手や医療施設への適宜のアクセスが妨げられてはならない。医療施設は、性感染症の検査や処置、性暴力の被害者への支援、安全な中絶、コンドーム等に関わる基本的サービスを提供するものである。各国に対し、高質で最新の家族計画法、偏見のないサービス、証拠に基づく情報への一層のアクセスを確保するよう求める。

## 人権理事会 諮問委員会と討議、留意すべき人権状況を討議

2020/09/25

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、諮問委員会委員長が発言し、8月開催予定だった第25会期がCOVID-19パンデミックのために来年2月に延期となったと報告し、2つの報告書(国内政策と人権、開発の権利に関する法的拘束力のある文書)を説明した。討議では、開発の権利に関する法的拘束力のある文書の有用性について疑問が呈された。また、各国政府は国内政策に人権の視点を組み込むべきこと、信頼できる細分化されたデータが必要であること、人権を踏みにじるテロや過激主義の急増への対処は国際社会の責任であること等が主張された。続いて、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、モスクの破壊、ヒジャブを着用する女性への攻撃、貧困、開発、周縁化、デジタル装置、最も脆弱な人々に対する洗脳の蔓延、テロリストのイデオロギーの拡大、恣意的抑留状態にある人権活動家の問題等を取り上げた。

## 人権理事会 先住民族の権利、留意すべき人権状況を討議

2020/09/25

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、先住民族の権利について討議が行われ、先住民族が自身のニーズに対処し国際社会に代表を送ることができるようエンパワーすることが重要であること、土地の権利を守ろうとする先住民族が土地の収奪や脅迫を受けていることが指摘された。特別報告者は、COVID-19 のために、先住民族が自身の土地を軍隊の襲撃やビジネスから守ることが一層困難になっていること、非常に多くの国がパンデミックを健康の問題よりむしろ治安の問題としていることに言及した。続いて、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、理事会は腐敗から生じる人権問題に対処する政治的意欲を高めなければならないこと、主権が人権侵害を正当化するために利用されてはならないこと、代理母が結果的に女性の貸し借りすなわち奴隷となっていること、性的指向・性自認・性表現・性的特徴による暴力・差別が続いていることに言及した。

## 人権理事会 ジェンダーの視点の組み込みを討議

2020/09/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、理事会の活動と機関へのジェンダーの視点の組み込みに関する一般討論が行われ、ジェンダーと多様性-理事会の活動における分野交差的な視点の強化-に重点を置いて議論がなされた。人権高等弁務官は、貧困女性は危機への回復力が乏しくしばしば生計手段がなく、貧困な農山漁村の少女がはじめに退学したり、障がいのある女性がジェンダーに基づく暴力に対処する医療やサービスにアクセスできないといった現状に言及した。そして、人々の多様な経験とニーズを説明することが理事会の任務遂行に不可欠であり、この任務は特に COVID-19 パンデミック後に国際社会が復興する際に特に重要になると述べ、理事会と理事会の機関に対して、分野交差的な差別の深刻度の分析を続けるよう求めた。討議で発言者は、理事会に対し、理事会への女性・少女の参加を制度化することなどが求められた。

## 国連の財政危機の特別手続への影響を国連の委員会が懸念

2020/09/28

### 国連人権高等弁務官事務所

特別手続調整委員会が声明を公表した。内容は以下のとおり。様々な国際人権問題を担当する 56 の特別手続は、過去 50 年間に多くの成果を挙げてきた。特別手続は世界中の人々から日々情報を受けるため、しばしば人権理事会の目であり耳であるとみなされる。この特別手続への資金供給が数年間にわたり懸念事項となっている。国連加盟国が国連分担金のおよそ 60%しか納付しない結果、特別手続の複数の活動、たとえば各国訪問、人権侵害被害者との面談、加盟国への具体的な勧告、国連本部での本人による報告書の提示が行われていない。各国が分担金を納付しないことを正当化するために COVID-19 パンデミックが利用されてはならない。特別手続が活動を継続することができなければ緊急行動はとられず、保護の欠落が生じる可能性がある。人権理事会と国連総会の出席者に対し、国連の財政危機に対処するため、実際的で緊急の対策をとるよう求める。



## 人権専門家 石炭火力の削減を求める

2020/09/29

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。政府支援の1ドルたりとも新たな石炭火力インフラに投じられてはならない。石炭火力は2大環境問題(気候変動と大気汚染)の主要原因の1つである。石炭産業は世界の二酸化炭素のおよそ3分の1を排出し、大気汚染の大きな一因となっている。多くの国で炭鉱は強制的立退き、コミュニティ全体の移動、その他の適切な居住の権利の侵害を引き起こしている。再生可能電力のコスト低下と気候変動に関する懸念のために、世界の電力供給に占める石炭火力の割合は減少しつつある。今ではほとんどの国で再生可能電力は石炭火力発電よりも低価でもある。各国政府は、炭鉱と石炭火力発電所の閉鎖を、影響を受ける労働者とコミュニティの移転戦略とともに行う必要がある。高所得国は少なくとも2030年までに、中所得国は2040年までに、低所得国は2050年までに、石炭の利用を中止すべきである。

## 人権理事会 普遍的定期審査制度を討議

2020/09/30

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、普遍的定期審査制度(UPR)に関する一般討論が行われた。発言者は、勧告の適切なフォローアップを全ての国連機関が確保して初めて UPR は効果を発すると述べた。また、全ての政府に対して、ハラスメント・脅迫・報復のおそれのない全ての段階での市民社会の参加を促進するよう求められた。さらに、人権問題が何らかの形で政治化されることに警告が発せられ、UPR における市民の活動範囲の制限や人権活動家に対する報復が非難された。この他、名指しと批判、選択性は排除されなければならないこと、UPR では各国の社会的・経済的・歴史的特徴とともに能力構築の必要性が考慮されなければならないこと、人権高等弁務官事務所は全ての NGO 特に国内や地元で活動する小規模の NGO の参加を奨励しなければならないこと、理事会は UPR において一方的強制措置の人権への影響に対処すべきこと等への言及もあった。

## 人権理事会 アフリカ系の人々、報復を討議

2020/09/30

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、アフリカ系の人々に関する作業部会議長が発言し、アフリカ系の人々が直面するリスクが正しく認識されないために、COVID-19 パンデミックにおいて人種的格差が拡大しており、細分化されたデータの欠如が人権侵害とパンデミックの影響を覆い隠していると述べた。討議では、アフリカ系の人々のニーズと脆弱性の評価が不可欠であること、構造的な人種主義が世界中の機関で蔓延していること等が主張された。続いて、報復に関する国連事務総長の報告書を説明した人権局次長は、報告された脅迫・報復行為の規模・件数はこれまでと変わりがなく、個人の権利に対する明確かつ受け入れがたい侵害である脅迫・報復は、参加とグッドガバナンスの障壁にもなっていると述べた。討議では、報復は国連の信頼性を損ねるものであるとの指摘、COVID-19 は不安なく遠隔から市民社会が参加する機会にもなっていると発言等があった。

## 報復に関する事務総長の報告書

2020/09/30

### 国連人権高等弁務官事務所

国連に協力する人権侵害被害者・市民社会メンバー・活動家に対する脅迫・報復に関する国連事務総長の報告書が人権理事会に提示された。内容は以下のとおり。45 カ国での報復が記録されている。報復件数は減少していると推測される場所であるが、抑圧的・制限的な環境による自主検閲や国連との協力の縮小を鑑みれば、実際には報復は増加していると懸念される。攻撃は国連の敷地内だけで行われているのではない。活動家やジャーナリストが国連の会合での発言後にソーシャルメディアで攻撃を受けたり、デジタルで情報を送り連絡したことを理由に処罰されたりしている。中には非公開の連絡もあり、相当な監視が行われデジタルセキュリティに亀裂があることは明らかである。脅迫・報復の対象は、特に女性、LGBTI、権利保護の活動家、若者の活動家、マイノリティの代表等である。政府は治安やテロ対策を国連とのアクセスの妨害、関与の処罰に利用している。

## 社会権規約委員会第 68 会期 バーチャルで開幕

2020/09/30

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が、初のバーチャルでの第 68 会期を開幕した。委員長は、COVID-19 パンデミックは男女平等、健康、教育、労働、居住、家族等に関する様々な人権に深刻な影響を与え、人々に大きな不安をもたらしているが、それに対して誰も回答することができない事態が生じていると述べた。そして、非常に困難な状況にもかかわらず、委員会は会期の合間に、COVID-19 パンデミックと社会権に関する声明の採択等の活動を行っていたことに言及した。人権高等弁務官事務所の代表は、この危機的状況に今会期が開催されることは、特に委員の居住地間の最大 15 時間の時差を考えれば、注目に値することであり、委員がこうした状況で任務を遂行するために払う努力と柔軟性は称賛すべきものであると強調した。また、COVID-19 と社会権に関して委員会が 4 月に採択した声明は、非常に時宜にかなない現実

に直結しており、広く活用されていると述べた。

## 国際高齢者デーに向けて声明

2020/09/30

国連人権高等弁務官事務所

10月1日の国際高齢者デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックは高齢者に多大な影響をもたらし、既存の人権侵害を拡大している。高齢者が取り残されている構造的・制度的状況を明らかにすることが必要である。データは格差縮小のための公共政策と規範的行動の必要条件であるが、高齢者の社会への貢献も明らかにするものである。高齢者は、社会で多様な役割を果たしており、危機対応への彼らの貢献が認められなければならない。COVID-19 の高齢者への社会的・経済的影響には最優先で取り組む必要があり、所得保証や国民皆年金等が不可欠である。高齢者のための社会経済的救済措置、社会的セーフティネットは直ちに採択されなければならない。高齢者は、経済復興対策、生計回復・復職計画、その他の所得創出活動に含まれなければならない。彼らのケア・支援サービスへの投資も必要である。